

ライフサイエンス・エコシステム構築推進事業に係るイベント企画・運営業務 仕様書

1 委託業務名

ライフサイエンス・エコシステム構築推進事業に係るイベント企画・運営業務

2 目的

大学研究者・スタートアップ・中小企業・大企業・支援機関等が相互に連携するコミュニティを構築し、協業や起業、資金調達や販路拡大等を促す機会を創出することで、ライフサイエンス分野の有望な技術シーズの社会実装やスタートアップの創出等につなげ、京都のライフサイエンス・エコシステム構築を図る。

3 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

4 委託業務内容

ライフサイエンス分野（医学・工学・薬学・農学等）の大学研究者・スタートアップ・中小企業・大企業・支援機関等が交流する共創コミュニティ「KLIS-X（クリスクロス）」において、相互連携や技術シーズの社会実装、事業化のためのチームづくりや新事業創出が促進されるイベント等の企画・開催

5 委託業務の概要及び留意事項

(1) 本委託業務全体の進捗管理や当財団との連絡調整、事務処理業務等を行うため、本業務に係る専任担当者を置くこと。

(2) ミートアップイベントの企画・開催（4回以上）

京都市ライフイノベーション創出支援センター（KLISC）の共創コミュニティ

「KLIS-X」会員を対象（テーマによってコミュニティ会員外も可）としたミートアップイベントの開催

- ・ イベントの企画・運営

なお、イベント実施に伴う事務及び経費を含むこと。

- ・ 登壇者や講師の選定、依頼、謝金等の支払い

- ・ 会場の選定、予約、使用料の支払い

- ・ 当日の会場設営、運営（必要な資材等の調達、受付、司会進行、モデレーターなど）

- ・ 広報媒体の作成・周知活動

- ・ イベント終了後の広報媒体の作成（例：SNSやホームページ等で配信可能な開催レポート）

- ・ 参加者へのアンケート調査及び集計の実施 等

※ イベントでは必ずネットワーキング（交流会）の時間を設けること。

(企画内容例)

- ・京都市ライフイノベーション創出支援センター (KLISC) の取組説明
- ・ライフサイエンス分野におけるエコシステム関係者やトップランナーによる講演
- ・大学研究者やスタートアップの技術シーズ発表
- ・国や支援機関の取組紹介
- ・ネットワーキング (交流会) 等

【留意事項】

- ・ 開催時期は、契約締結後～令和9年2月下旬までを目安とすること。
 - ・ イベント開催時のKLIS-X会員数に応じて都度目標参加人数を設定する。
- (3) 委託金額の上限には、上記記載以外に発生するイベントに係る経費を含む。
(交流会飲食経費は当財団と協議のもと、交流会費を設定する。)
- (4) 個人情報を取り扱うことの重要性・危険性を認識し、十分な管理体制を構築し、適切な人員配置により業務を滞りなく実施すること。そのうえで、当財団との意思疎通が十分可能な体制を確立すること。
- (5) 当財団の定める「公益財団法人京都高度技術研究所 個人情報保護規程」、「公益財団法人京都高度技術研究所 個人情報保護方針」等を遵守し、個人情報及び業務上の秘密の保持を厳守すること。本業務委託契約期間終了後においても同様とする。
また、情報セキュリティを確保するため、管理責任者の設置等、情報セキュリティ管理体制を整備するとともに、万全な情報セキュリティ対策を講じること。
- (6) 本委託業務実施に当たっては、委託期間内に当財団が依頼するすべての委託業務が完了できるよう事務局運営に努めること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、当財団と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、当財団の指示するところによる。
- (8) 実績報告書の提出
イベント終了後は、契約満了後速やかに会計報告及び実績報告書類を整理し、当財団に提出する。

6 業務の再委託について

- (1) 受託者は、本件業務の一部を、当財団の書面による事前承諾なしに第三者に再委託してはならないものとする。
- (2) 受託者は、前項に基づき本委託業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託しようとする場合は、市内の事業者が受託可能な業務については市内の事業者（主たる事務所を京都市内に置くものをいう。）へ発注するよう努めること。
- (3) 受託者は、再委託する業務の内容及び範囲等を明らかにすること。ただし、本委託業務内容の主要な要素となる、企画・運営を行う業務については、再委託を禁止する。

- (4) 受託者は、再委託する事業者の選定に当たっては、当財団と協議すること。
- (5) 受託者は、再委託したときは、本契約に基づき受託者が当財団に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (6) 受託者は、再委託先に委託した業務の全部又は一部を、再委託先から更なる第三者へ再委託させてはならないものとする。
- (7) 本契約が終了したときは、再委託先に対する本委託業務の再委託も同時に終了するものとする。
- (8) 受託者は、再委託を中止する場合は、当財団にその旨を事前に書面により通知するものとする。